◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇七九	キャンプ座間	相模原市	国有	建物：約二、八〇〇平方メートル 工作物：門等 技術向上センター・売店等として追加提供する。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	建物：約一八六、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 家族住宅等として追加提供する。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	建物：約一四、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 司令部庁舎等として追加提供する。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	建物：約六八〇平方メートル 工作物：門等 倉庫等として追加提供する。

○北海道開発局告示第百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十四日

北海道開発局長　和泉　晶裕

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　苫小牧圏都市計画道路事業三・四・百七号公園通及び三・二・百一号川沿通

三　事業施行期間　自平成二十九年十月二十四日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　北海道白老郡白老町本町三丁目、川沿一丁目及び川沿二丁目地内

使用の部分　なし

人事異動

内閣

（在ロシア日本国大使館一等書記官）外務事務官　佐藤　宏昭

漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく漁業損害賠償請求処理委員会モスクワ委員会委員を命ずる（以上十月二十日）

最高裁判所

簡易裁判所判事　浅海　俊介

東京簡易裁判所判事に補する

同　市原　志都

神戸簡易裁判所判事に補する（以上十月十六日）

○定年退官

簡易裁判所判事竹花俊徳は十月十七日限り定年退官

内閣府特命担当大臣松山政司帰朝につき内閣府特命担当大臣（少子化対策担当、男女共同参画担当、クールジャパン戦略担当、知的財産戦略担当、科学技術政策担当及び宇宙政策担当）事務代理を免ずる（十月十九日）

（関税局長）財務事務官　飯塚　厚

関税協力理事会日本政府代表を命ずる

（大臣官房審議官）同　柴崎　澄哉

関税協力理事会日本政府代表代理を命ずる

（東京税関長）同　藤城　眞

関税協力理事会日本政府代表代理を免ずる

官庁報告

官庁事項

登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十九年十月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　海上保安学校

(二)　代表者の氏名

(変更前)　岩崎　茂

(変更後)　近藤　悦広

(三)　変更年月日　平成二十九年四月一日

二　(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　海上保安大学校

(二)　代表者の氏名

(変更前)　赤津　洋一

(変更後)　平田　友一

(三)　変更年月日　平成二十九年四月一日

三　(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　一般財団法人日本船舶職員養成協会

(二)　代表者の氏名

(変更前)　長尾　正和

(変更後)　鶴野　泰孝

(三)　変更年月日　平成二十九年六月二十三日

四　(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　三重県立水産高等学校

(二)　代表者の氏名

(変更前)　徳田　嘉美

(変更後)　川瀬　幸史

(三)　変更年月日　平成二十九年四月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十九年十月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　登録船舶職員養成実施機関の名称　海上保安学校

(二)　代表者の氏名

(変更前)　岩崎　茂

(変更後)　近藤　悦広

(三)　変更年月日　平成二十九年四月一日

二　(一)　登録船舶職員養成実施機関の名称　海上保安大学校

(二)　代表者の氏名

(変更前)　赤津　洋一

(変更後)　平田　友一

(三)　変更年月日　平成二十九年四月一日